

# 子ども・子育て支援対策調査 特別委員会情報連絡

令和3年7月6日

情報連絡事項

頁

(教育指導部) なし

(学校運営部) なし

(子ども家庭部)

(1) 足立区子ども施設指定管理者の評価方法の改定について・・・・・・・・・・ 2

( 教育委員会 )

子ども・子育て支援対策調査特別委員会情報連絡

令和3年7月6日

件名	足立区子ども施設指定管理者の評価方法の改定について																																																			
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課																																																			
内容	<p>子ども施設指定管理者の評価について、足立区子ども施設指定管理評価委員会に諮問し評価を行っているが、以下の4点について、区で定めた「指定管理者制度に関する基本的な考え方について（以下、『ガイドライン』という。）」の評価方法と異なっていたため、令和3年度の評価（令和2年度実施事業）から改定を行う。</p> <p><b>1 評価段階の変更</b></p> <p>4段階評価で行っていたが、ガイドラインに合わせて5段階評価とする。旧評価では水準レベルまで達成していた場合を満点（3点）としていたが、新評価では区の水準を上回る取り組み・成果があった場合に満点（5点）とすることで、指定管理者の創意・工夫を促す評価とする。なお、評価にあたっては、水準を具体的に定め、明らかにした上で評価する。</p> <table border="1" data-bbox="459 1025 1374 1496"> <thead> <tr> <th colspan="2">旧評価</th> <th colspan="2">新評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3点</td> <td>実施している (工夫あり)</td> <td>5点</td> <td>水準を大きく上回る</td> </tr> <tr> <td>2点</td> <td>一部は実施できていないが基準内</td> <td>4点</td> <td>水準を上回る</td> </tr> <tr> <td>1点</td> <td>実施できていない部分が多い</td> <td>3点</td> <td>水準どおり</td> </tr> <tr> <td>0点</td> <td>実施できていない</td> <td>2点</td> <td>水準を下回る</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1点</td> <td>水準を大きく下回る</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 評価判定ランクの変更</b></p> <p>各ランクに対する得点率をガイドラインに合わせる。</p> <table border="1" data-bbox="499 1637 1334 2101"> <thead> <tr> <th>ランク</th> <th>旧評価得点率</th> <th>新評価得点率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A+</td> <td>100.0%～94.4%</td> <td>100.0%～90.0%</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>94.3%～85.0%</td> <td>89.9%～83.0%</td> </tr> <tr> <td>A-</td> <td>84.9%～80.0%</td> <td>82.9%～75.0%</td> </tr> <tr> <td>B+</td> <td>79.9%～75.0%</td> <td>74.9%～67.0%</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>74.9%～65.0%</td> <td>66.9%～59.0%</td> </tr> <tr> <td>B-</td> <td>64.9%～60.0%</td> <td>58.9%～54.0%</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>59.9%～0.0%</td> <td>53.9%～0.0%</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td colspan="2">Cランクで財務診断結果が1項目でも1点となった場合</td> </tr> </tbody> </table>	旧評価		新評価		3点	実施している (工夫あり)	5点	水準を大きく上回る	2点	一部は実施できていないが基準内	4点	水準を上回る	1点	実施できていない部分が多い	3点	水準どおり	0点	実施できていない	2点	水準を下回る			1点	水準を大きく下回る	ランク	旧評価得点率	新評価得点率	A+	100.0%～94.4%	100.0%～90.0%	A	94.3%～85.0%	89.9%～83.0%	A-	84.9%～80.0%	82.9%～75.0%	B+	79.9%～75.0%	74.9%～67.0%	B	74.9%～65.0%	66.9%～59.0%	B-	64.9%～60.0%	58.9%～54.0%	C	59.9%～0.0%	53.9%～0.0%	D	Cランクで財務診断結果が1項目でも1点となった場合	
旧評価		新評価																																																		
3点	実施している (工夫あり)	5点	水準を大きく上回る																																																	
2点	一部は実施できていないが基準内	4点	水準を上回る																																																	
1点	実施できていない部分が多い	3点	水準どおり																																																	
0点	実施できていない	2点	水準を下回る																																																	
		1点	水準を大きく下回る																																																	
ランク	旧評価得点率	新評価得点率																																																		
A+	100.0%～94.4%	100.0%～90.0%																																																		
A	94.3%～85.0%	89.9%～83.0%																																																		
A-	84.9%～80.0%	82.9%～75.0%																																																		
B+	79.9%～75.0%	74.9%～67.0%																																																		
B	74.9%～65.0%	66.9%～59.0%																																																		
B-	64.9%～60.0%	58.9%～54.0%																																																		
C	59.9%～0.0%	53.9%～0.0%																																																		
D	Cランクで財務診断結果が1項目でも1点となった場合																																																			

### 3 評価割合の見直し

利用者満足度について、ガイドラインに合わせ評価点全体の2割程度へ変更する。

中項目	旧評価(A)	新評価(B)	差(B-A)
適切な管理の履行	6.7%	6.0%	△0.7%
安全性の確保	10.0%	9.1%	△0.9%
法令等の遵守	10.0%	9.1%	△0.9%
適切な財務・財産管理	8.3%	7.6%	△0.7%
利用者の満足度	11.7%	19.7%	+8.0%
事業の取り組み	53.3%	48.5%	△4.8%
合計	100.0%	100.0%	0.0%

### 4 ランクダウン制の導入

悪質な事故等（※1）があった場合は、評価委員会の判断により、総合評価をワンランクダウンさせる仕組みをガイドライン（※2）に合わせて導入する。

※1 悪質な事故等とは、園児の生命に関わる事故を想定

※2 ガイドラインの「(11) 事故等の反映について」に「ただし、悪質な事故等の場合は、評価委員会の判断により、総合評価をワンランク下げるなどの対応を取る」と定められている（例A→B）

問題点  
今後の方針

適正な評価を実施し、子ども施設指定管理者の改善につなげていく。